



青木みつる

後援会ニュース

発行 青木みつる後援会事務局 静岡県伊豆の国市大仁570 東芝テック労働組合伊豆支部内
TEL(0558)76-9796 FAX(0558)76-9834

令和元年 第1回（7月）臨時会報告

令和元年第1回伊豆の国市議会臨時会は7月23日に開催され、「新火葬場造成工事その2の請負契約の一部変更について」など4件の議案が全て原案通り可決されました。

【議案】◆新火葬場造成工事その2の請負契約の一部変更について

- ◆新火葬場建築工事の請負契約の締結について
- ◆新火葬場電気設備工事の請負契約の締結について
- ◆新火葬場機械設備工事の請負契約の締結について

令和元年 第2回（9月）議会報告

令和元年第2回（9月）伊豆の国市議会定例会は9月2日に開会し、10月1日までの30日間の会期で開催されました。

本定例会では、初日冒頭、小野市長より行政報告及び上程議案の一括提案理由の説明がされた後、市当局より平成30年度決算における伊豆の国市健全化判断比率及び資金不足比率の報告がされました。平成30年度各種会計の決算認定案件8件及び「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定」、「市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定」、「市立幼稚園預かり保育条例の制定」については、市当局から内容説明がされた後、所管の各常任委員会に付託されました。また、以前より市議会全員協議会で説明のあった公の施設の使用料及び各種証明などの事務の手数料の見直しに関する関係条例18件を含む条例案件24件、補正予算案件7件、「駿東伊豆消防組合規約の一部変更」、「市道路線の廃止」、「道路の路線の認定」についてが提案され、全て原案通り可決されました。

最終日には、追加議案「新火葬場建築工事の請負契約の一部変更」、「新火葬場電気設備工事の請負契約の一部変更」、「新火葬場機械設備工事の請負契約の一部変更」についてが原案通り可決された後、各常任委員会に付託された決算認定案件8件及び条例案件3件が討論を経て認定・可決されました。また、委員会提出議案「地震財特法の延長に関する意見書の提出」、「主要農作物の種子生産にかかわる県条例の制定を求める意見書の提出」についてが原案どおり可決されましたが、議員発議「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について」は、賛成少数により否決となりました。

一般質問については、9月5日・9日・10日の3日間で12人の議員が多方面にわたる質問を行いました。なお、青木みつる議員は9月5日に登壇し「使用料・手数料の見直しについて」を質問しました。



〈平成30年度決算〉

(単位：千円)

区分	歳入	歳出	歳入歳出差引額	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支額	
一般会計	19,806,689	19,067,024	739,665	54,052	685,613	
特別会計	国民健康保険	6,335,146	6,161,135	174,011	0	174,011
	後期高齢者医療	572,100	570,502	1,598	0	1,598
	介護保険	4,065,521	3,929,638	135,883	0	135,883
	楠木及び天野湯水場管理	19,701	17,511	2,190	0	2,190
	簡易水道等事業	272,738	228,652	44,086	0	44,086
	下水道事業	1,361,202	1,332,296	28,906	2,250	26,656

〈健全化判断比率〉

(単位：%)

判断比率項目	判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	13.11
連結実質赤字比率	—	18.11
実質公債費比率	7.2	25.00
将来負担比率	36.4	350.00

※実質赤字額、連結実質赤字額がないため「—」

〈資金不足比率〉

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業会計	—	20.0
簡易水道等事業特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0

※資金不足額がないため「—」

◆健全化判断比率は、全項目において早期健全化基準を超えるものはありませんでした。また、資金不足比率について、各公営企業会計に資金の不足額はなく、経営健全化基準を超えるものはありませんでした。

青木みつる議員の一般質問(要旨)

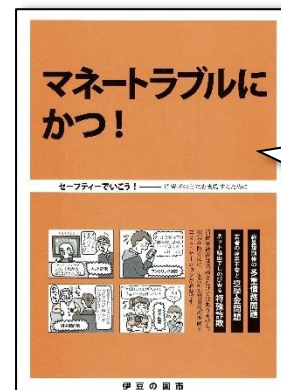
～使用料・手数料の見直しについて～

- 問) 基本的な考え方について、利用者と未利用者の公平性の確保、利用者と市の負担の考え方の整理は、どのように行ったか。
- 答) 施設の維持管理等を全て公費で賄うと、利用者には公費によるサービスが提供できるが、未利用者は税金による負担だけで公平性に欠ける。利用者を使用した時間等の部分のみ受益者負担割合に応じた負担をしていただき、未利用の部分は市が全て負担をするということで公平性の確保を行った。サービスがないと困るかという必需性と、民間でも提供されているかという市場性の2性質の組み合わせにより4区分を設け、それぞれの区分に受益者負担割合を設定。施設の貸出区分毎、この4つの性質別区分に分類し、利用者と市の負担割合を明確にして整理を行った。
- 問) 使用料に市外料金を設けることとしている理由は。
- 答) 受益者負担の適正化という観点(市の公費は、市民へのサービスの提供に使用する)から導入することとした。
- 問) 使用料は減免の見直しも予定しているとのことだが、どのように行うのか。
- 答) 使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づき、受益者負担の観点から、現在使用料を免除している団体に相応の負担をしていただくことを考えている。対象は、スポーツ少年団等の社会教育団体が青少年健全育成のために主催する事業と、シニアクラブ等の高齢者の団体の事業に使用する場合になる。減免率は、団体の負担を勘案した減免率で調整している。なお、適用は、使用料及び手数料の見直しと同様に、令和2年4月1日以降の申請からの適用を予定している。
- 問) 利用者の理解を得る必要があると考えるが、周知等はどのように行う予定か。
- 答) 広報紙、市ホームページによるお知らせはもとより、利用団体等に直接出向いて説明を行うなど、丁寧な対応を行う。また、適用日を令和2年4月1日にすることにより期間を十分に確保して、利用者が混乱することのないよう対応する。

「マネートラブルにかっ！」
保存版として、ご活用ください。

平成30年9月定例会の一般質問で青木みつる議員が取り上げました「消費者教育の推進」のなかで提案した冊子『マネートラブルにかっ!』伊豆の国市版が、市当局のご理解、田方地区労働者福祉協議会のご協力のもと発行されました。

10月の市広報紙とともに全戸に配布されましたので、消費トラブルの防止にご活用ください。



表紙がオレンジ色です!



青木みつるよりひとこと

伊豆の国市に秘められた可能性を最大限に引き出すため、みなさま一人一人の声を市政に発信し、みなさまと共に良いまちづくりを実現していきます!!

皆さまの声を今後の活動に活かします。
ご意見・ご要望を後援会事務所までご連絡ください。